

論文

千葉胤富・邦胤の花押と印判に関する一考察

滝川 恒昭

はじめに

戦国期の千葉氏にあって「掉尾の勇を振るった」と評価される⁽¹⁾千葉胤富、そしてその子邦胤の時期の政治権力や社会構造については、小笠原長和氏の先駆的な研究以来、近年の外山信司・黒田基樹氏等による戦国期千葉氏研究の深化にともなうてその実態が次第に明らかになってきている。

ただ残された課題もなお多い。例えば花押や印判は、使用者の政治意識・志向を表象的に示すだけに、その検討こそ使用者の権力構造の根源を理解する最も基礎的な作業であるが、胤富・邦胤のそれについては、ようやく本格的に論じられるようになってきたものの、仔細にみればまだ問題とすべき点は多い⁽³⁾。小稿であえて取り組もうとした所以である。

とはいえ、この問題を本格的に紐解くには、関係史料の少なさとこの壁が解消されていないことに加え、千葉氏に関する基礎的な知識がない筆者には荷が重い。それゆえここでは、従来の研究

史を確認しながら、胤富や邦胤の使用した花押や印判について、「原文書」を検討するなかで気づいたことから整理し、次なる研究のたたき台にしようとするものである。

一 花押をめぐる諸問題

1 胤富の花押

千葉胤富は千葉昌胤の三男で、早くに海上氏、それもその支流である森山海上氏の家督を継いでいた。ところが天文十六年（一五四七）七月、宗家を継いだ兄利胤が早死し、さらにその跡を継いだ弟親胤もその驕慢な性格ゆえに弘治三年（一五五七）八月七日家臣に殺害された後、衆に推される形で千葉宗家を継いだ人物とされる。このような事情の背景に、千葉氏内部で当主が殺されるに至るほどのすさまじい権力闘争があったことが容易に推察できるが、これ以後の千葉氏内部においてもこのような火種は当然⁽⁴⁾

写真1 胤富花押



となれば、同年十二月十六日付で下総海上郡野尻の宮内氏に宛てた判持写（『宮内家文書』⁵『千葉県歴史資料編 中世5』六二〇頁）にみられるものが、現在のところ胤富花押の初見としていいのではなからうか。この「宮内家文書」も写しには違いないが、近時、従来ものより格段に良質な写しが確認されたことによって、十分に検討対象足り得る史料となった。

燻り続けていたと考えられよう。したがって、胤富は政治的にきわめて不安定ななかで千葉家当主として登場してきたのである。しかも外部から入部したことから当初その権力基盤もさほど強固なものではなかったに違いない。

従来胤富の使用した花押として良く知られるものは、写真1のようなものである。その初見は、管見の限り永祿二年（一五五九）八月十三日付で東大神の神官に宛てた判物写（『飯田家文書』『千葉県歴史資料編 中世3』九四七頁）である。ただこの史料は、写しである上に、いかにも近世的な「御墨付」といった文言がみえたり、文書の袖に花押が据えられていることや宛所の書き方が、下総東庄三十郷の総鎮守たる東大神⇨東大社の神官に宛てたものとしてはあまり相応しくない（薄礼）ところからも、疑問の多い文書と思われる。

それは次のよう

なものである（写真2）。まずここで気づくことは、

これにも花押が文書の袖に据えられていることである。ただ宮内氏は、下総野尻を拠点に在地の権力海上氏と深く結びつくことで広域的かつ多角的に活動した商人（流通商人）⁶であることをみれば、その社会的地位に応じた文書様式として問題はないだろう。そしてこれが宮内氏に対して「分国中の町役・殿役・村役」を免除したものであることは、海上氏の当主から千葉宗家の当主となった直後の胤富が、従来の関係（連々馳廻）をふまえた上で発給した文書として、时期的にも内容的にも相応しいものといえよう。そして胤富はそこに据えられた花押を、以後も一貫して使用したようなのである。

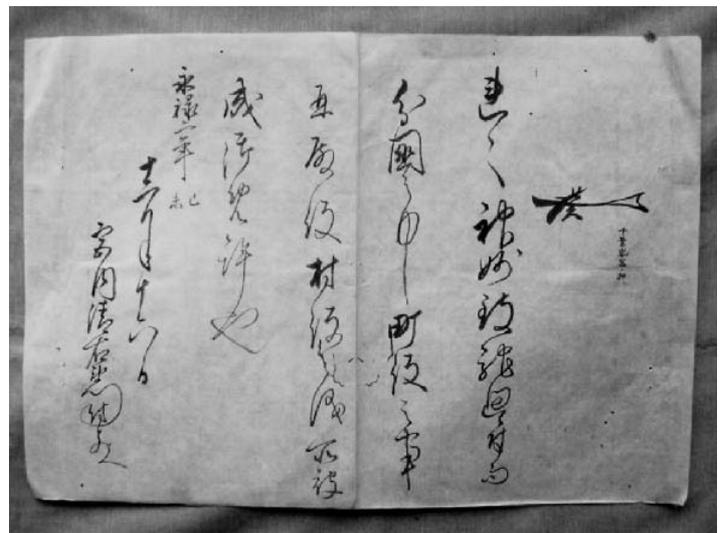


写真2

（1）花押形の淵源と意味について

では胤富の花押であるが、横に長く広がったその形は、父昌胤や兄利胤、さらに歴代の千葉氏のものともまったく共通性がなく、また海上氏あたりをみても類似するものは見当たらない。したがって現在のところその淵源がどこにあるのかまったく不明である。当然その意味するところも不明である。中央部分は何かの文字を意味するようにもみえるが、わからない。

（2）花押形の変遷について

先年刊行された『千葉県史料中世篇 諸家文書補遺 別冊花押・印章集』（この部分の編集・執筆担当は原田正記氏）は、この問題にはじめて本格的に取り組んだものである。ここでは胤富（邦胤についても同様）の花押を徹底的に集成し、並べてみることで形態の変遷をたどろうとするもので、しかも判断材料となる資料が写真版としてすべて提供され、利用する側からも検討が可能になった画期的なものであった。これによって無年号文書が多数存在する胤富文書のある程度の年次比定が可能になったのである。

筆者もこの問題については早くから関心を持っており、左下方に突起した部分が当初は左斜め下に向いて伸びていたものが、永禄末から元亀年間に至るとそれが徐々に反時計回りに右側へ移動し、垂直さらには右斜め下に至るような変化があることは承知していた。

ただ、原田氏の「右の三角のふくらみと横線のはねあがりの変化」による編年や、黒田氏の「中央上から左下部に伸びる線が一本から、左右中央線を境に若干屈折しさらにそれがほぼ垂直に伸びるといふ変化から花押の変遷を三期に分類する」という説については、近時発見された「井田文書」の原本をその検討材料に加えても、果たしてそこに法則といつていいほどのものがあるのか非常に微妙なだけに現時点では判断しかねる。

（3）その他

従来胤富の花押として知られる基本型は先に見たようなのみである。ただ信頼度はそれほど高くはないが、胤富花押について次のような形態のものも紹介されていることを指摘しておくたい。すなわち元禄三年（一六九〇）に編纂された『花押藪』は、水戸藩で『大日本史』の編纂にも関わった学者丸山可澄の編になる一大花押集であることは良く知られるが、ここに胤富の花押として二種類の花押が収録されているのである（写真3）。このうちAはここまでみてきたものと同型だが、Bはこれまでまったく知られていない形のものであり、またその使用例も確認できていない。出典は二点とも「若狭一宮蔵」とある。また『花押藪』には同じく「若狭一宮蔵」として千葉昌胤・利胤・親胤の花押も収録されているが、それらは従来から知られるまったく矛盾のないものである。

写真 3



ある。⁽⁹⁾ではなぜ江戸時代ここに千葉氏関係の史料が存在していたかを含め、このB花押については今後の課題である。

2 邦胤の花押

邦胤は胤富の嫡子で、弘治三年（一五五七）三月生まれ、元龜二年（一五七一）十一月に十五歳で佐倉妙見宮で元服し（「千学

問題は注記にみえる「若狭一宮」であるが、注記を信ずる限りこれは現在福井県小浜市にある若狭彦神社を指すのである。ただ残念ながら、今現在ここには下総千葉氏に関する文書、もしくはこの出典に相当するものは残されていないようである。

集抜粹⁽¹⁰⁾」、また天正二年（一五七四）以前には北条氏政の娘芳桂院殿との婚姻がなされていたらしい⁽¹¹⁾。そしてすでに指摘があるように、天正二年十一月には元服状・同閏十一月には官途状を家臣に宛てて発給していることからみて、少なくともそれ以前には家督を継承していたと見られている。

一方、胤富の史料上の所見は元龜三年頃からみられなくなるので、その死自体は「千学集抜粹」などから天正七年五月ということにせよ、胤富はかなり早い時期邦胤に家督を譲り自身は隠居したらしい。この間の事情について特に記録は残されていない。ただ先にも述べたように、千葉氏内部では権力闘争の火種が相変わらず燻っており、また領国内の諸氏間、また一族内での紛争も絶えず起こっていたらしいことをみれば、小田原北条氏との婚姻をとげ（いわば後盾を強固にし）、さらに各種手続き（元服その他）をふまえて千葉家正嫡として認知させることに努めた邦胤に家督を継承させる方が、領国の安定のためにも得策と胤富は考えたのかもしれない。

しかしその邦胤も、天正十三年五月家臣によって殺害されるといふ運命を辿った。殺害事件そのものは、家臣のある非礼が発端となった単純なものと伝えられるが、もちろんこのことも、千葉氏内部で相変わらず続いていた激しい権力闘争（この場合は小田原北条氏の介入も十分考えられる）の一端だった、と考えてまず間違いないだろう。

さてその邦胤の花押だが、「原文書」のなかに、元服してからちょうど一年後にあたる元龜三年十一月の官途状の断簡とされる年季・花押のみの史料が存在する（「原文書」『千葉県史料中世篇 諸家文書補遺』十五号）。これ自体は写しの可能性の高いものであるが、そこに据えられた花押は、形態の変遷などの観点からみて大きな矛盾はないものであり、しかも年季を二行に割って日付を書くというこの書式は、千葉氏が元服状や官途状などの儀礼の際に用いているものとも一致する⁽¹³⁾。

したがってこれももし真正な文書の一部を伝える史料とすれば、年季のある胤富文書の終見が元龜三年九月二十日付官途状（「宍倉文書」『千葉県歴史資料編中世3』八三一頁）であり、一方邦胤はすでに同年十一月時点で官途状（元服状）を発給するような位置に家督についているところから、先の推測以上に限定されたこの間に（つまり元服してからほぼ一年後の元龜三年九月末から十一月の間）、胤富から邦胤への家督交代があった可能性もあろう。それとのからみでここで注目したいのが「千学集抜粹」の次の記事である。

邦胤御元服の時、胤富・邦胤御父子、御連判をもて不入の御判を納めらる。実に元龜二年辛未十一月也、

つまり邦胤の元服の際に、胤富・邦胤父子が連判（連署）で千

葉妙見宮の要求に対して「不入」を認める文書を出したというのである。ということとは、これはまもなく邦胤が家督を継ぐべき人物ゆえの神社側からの要求であり、一方千葉氏側からみれば権限委譲がまじかなものとなっていることを内外に披露する行為でもあったのであろう。

（1）花押の淵源と意味について

周知のごとく邦胤の花押は基本型が二種類（便宜上Ⅰ型・Ⅱ型とする）存在し、それは写真4のようなものである。そしてⅠ型からⅡ型への大きな変化の時期は天正七年一月から八年一月の間であり、この間に

邦胤周辺では父胤富の死去という出来事があったことから、すでに市村氏の指摘にもあるように、花押変更の背景に父の死があったことは容易に察することができよう。となれば、次の問題はそ

写真4 邦胤花押
Ⅰ型



Ⅱ型



それぞれの花押の淵源とそこに籠められた意味である。

この点黒田氏は、邦胤Ⅰ型の花押の淵源を岳父北条氏政に求めている。良く知られているように北条氏政も二種類の花押（便宜上前期・後期とする）使用しており、その前期に用いた花押がその対象となる。確かに邦胤Ⅰ型の最終期あたりの花押をみると、氏政の前期花押との類似性を強く感ずることから、その可能性はあろう。またこの時期大枠では千葉氏の配下にあつた高城・国分などの諸氏も類似した花押を採用していることも、この視点から説明もできよう。

ただ邦胤の花押が一変してⅡ型に移行した天正七年から翌八年一月という時期、邦胤が影響を受けたその氏政は依然前期花押を使用しており、氏政がその花押を大きく変えたのは天正十年前後らしい。⁽¹⁴⁾だとすれば、もし邦胤の花押が権威（岳父北条氏政）の模倣・影響だとすれば、その対象が変化していないなかでの改変はどのような意味があつたのであろうか。あるいはこの改変を、邦胤の政治姿勢の大きな転換とみれば随分状況は違ってくる。ちなみに邦胤の夫人にして氏政の娘芳桂院殿の死は天正八年の五月一日といふ。⁽¹⁵⁾

Ⅱ型の花押は、Ⅰ型と随分異なつた形となつている。そこに籠められた意味もよくわからないが、Ⅰ型の花押と大きく形態が変わることは、それまでの状況からの脱皮あるいは政治姿勢の変化の意が籠められたものとみて不思議ではない。また第二章で述べ

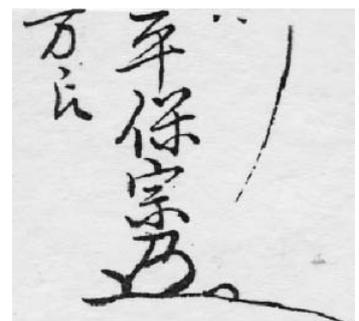
るが、印判もそれまでのものよりさらに荘厳なものが出現するのがこれ以後のことである。

なお論点は変わるが、邦胤のこのⅡ型に良く似た花押を、千葉氏有力庶家で小見川領主だつた粟飯原保宗にみる事ができる（写真5）。これは保宗が主家である邦胤の花押を模倣したものに違いない。おそらくこのような事例は、丹念に見ていけば他にも多数存在するのではないだろうか。千葉氏当主邦胤と領国内における諸氏との関係である。

またそのことに関連してここで注目したいのは、邦胤からの偏諱を受けたと思われる人々を何人も確認できることである。⁽¹⁶⁾もちろんこのようなことは戦国期に広く一般にみられる現象だが、千葉氏においては家臣へは「胤」の一字を与えることが通例で、⁽¹⁷⁾現に戦国末期の下総国内外で「胤」の一字を冠した人物を極めて多く検出することができるのである。そういうなかであえて「邦」の字を与えていることは、邦胤とその人物との間でより個人的関係を構築する意図があつたのではないか。しかも現存する邦胤発給文書を見ると、諸氏との結びつきや主従制の維持をより強固にする元服状・官途状などの比率が非常に高いことが注目される。

確証はないが、これらのことからみると、邦胤期、特にその後

写真5 粟飯原保宗花押
（「下総旧事」より）



半期に千葉氏領国内で、権力構造の再編成がはかられた、というより邦胤がそれを志向した、という想定が十分できるのではなからうか⁽¹⁸⁾

(2) 花押形の変遷について

この点については、I型・II型ともにその変遷の有り様が明確であり、その状況は『千葉県史料中世篇 諸家文書補遺 別冊花押・印章集』に写真版で載せられているので、詳細はそちらに譲る。

小括

以上、ここでは胤富・邦胤父子の花押について概観してきたが、先学が指摘したことに新たな知見を加えるようなことはほとんどできなかつた。ただ邦胤の花押がI型からII型へ変化した背景に父胤富の死という事実があつたとすれば、その改変の背景にそれまでの政治姿勢からの脱却・飛躍という意味があるのではなからうか、と考えてみた。また、邦胤期に千葉氏内部で権力構造の再編成がはかられた可能性があることを指摘した。

ただここで痛感したことは、千葉氏の周辺にあつた諸氏の花押などの確認がほとんどできていないことである。したがってここまでみてきたような課題を克服するには、そのような基礎的作業をさらにすすめる必要がある。

二 印判をめぐる諸問題

1 鶴丸の印判をめぐる

戦国期千葉氏の使用したと考えられる印判は三種類知られるが、それらの使用された時期は胤富・邦胤の時代に特定される。そのうちほぼ胤富の活躍期に重なるものが円のなかに鶴が羽を上へ広げた姿を示す、いわゆる鶴丸の黒印（現在確認されるのはすべて黒印である。以下「鶴丸印」として著名なものである（写真6））。現在その使用例は、写しや検討すべきものも加えて七例を数えることができる。

さてその鶴だが、平安期の初めから延命長寿の吉兆とされ、家紋として古くから広く使用されていたという。武家が用いた初期の例としては「蒙古襲来絵詞」に島津氏の旗に描かれた紋があり、

写真6 「鶴丸印」



また『見聞諸家紋』にも鶴を家紋とした家が数家みえるように、広く武家社会で採用されてきたデザインということができる。ただし、戦国期の印判の形像（けいぞう）に用いられた例は管見の限り

まったく無い。さらに東国の戦国大名の間で印判の使用が流行したことは良く知られるが、その場合印判に刻されたものは、A・文字のみ、B・文字+形像、C・形像のみ、D・どちらとも判断できないもの、等々に大別できるが、A・Bの例が圧倒的に多く、この「鶴丸印」のようなCというケースはそれほど多くはない。このようなところからも、この「鶴丸印」は戦国時代に使用された印判として珍しい部類に入るものである。

では鶴の形像の意味するところであるが、これについては小笠原長和氏の見解がある。すなわち「千学集抜粹」に海上氏の小紋が「鶴の丸」だったとの記述がみられることから、海上氏から千葉氏当主になった千葉胤富がこれに基づいてこの印を創出したのではないか、というものである。そして最新の『千葉県の歴史資料編中世3』においても、この小笠原氏説が「コラム」として掲載・強調されている（外山信司「千葉氏の黒印は海上氏の紋章から」。また市村高男氏は「千葉氏の家印として使用されたことは間違いである」とする。このように小笠原氏以降、鶴の形像の由来は、胤富のいわば出身母体である海上氏に求めること、しかも印判の機能については、胤富が使用した千葉氏家印である、という理解が定説化しているのである。

(1) 使用された時期

表1は「鶴丸印」使用例の一覧である。原本は⑥と⑦の二例し

か残されておらず他はすべて写しの形で確認できるものである。そのうち「宮内家文書」が四点を占めるが、先にも述べたように、近時「宮内家文書」は良質な写しが確認されたので、形式等の分析も十分可能になっておる、他はすべて一点のみである。

①はその初見であり、永禄四年正月七日、東庄の総鎮守たる東大社に関わる東之庄村々年寄中に宛てたもので比較的良質な写しである。ただここで注意したいのは、印が捺されている位置が年季の右肩部分にあること

表1 「鶴丸印」使用例一覧

	年月日	宛所	出典
①	永禄4.1.7	東之庄村々年寄中	飯田家文書(千3. 947頁)
②	元亀元.11.15	宮内孫三郎殿	宮内家文書(千5. 620頁)
③	(元亀3) 閏1	宮内清右衛門尉殿	宮内家文書(千5. 621頁)
④	(天正元) 8.6	与三郎かたへ	宮内家文書(千5. 621頁)
⑤	元亀4.8.14	たか田・のしり商人衆中	宮内家文書(千5. 621頁)
⑥	戊 9.18	石毛助九郎殿	松本昌之家文書(千3. 973頁)
⑦	2.16	石毛大和入道殿	原文書(千 諸家補遺11号)

【出典略号】千 諸家補遺—『千葉県史料中世篇 諸家文書補遺』所収文書番号
 千3・5—『千葉県の歴史資料編 中世3・5』所収頁数
 ※なお所蔵者については本稿に合わせて改めているところがある。

である。この点、後に検討する「龍印」を含め、千葉氏関係の印判状では⑤を除いてすべて年季の真上に捺されているという事実がある。また干支の位置も他例ではすべて年季や日付の右肩、もしくは②でみられるように二行に割っているのが、ここでは年季の下に書かれているというようにその点も異例である。しかも、「御手宛」といったようないかにも近世的な文言がそこにみえること、さらにこの時期は先にも触れたように、海上郡から香取郡一帯は里見氏（正木氏）によって侵攻された直後の戦乱下にあったことをふまえれば、①は花押の検討の際同家の文書を疑問としたことと同様大いに疑問が残る文書といえよう。

②は宮内氏に与えた元服状の写し。その文書形式は千葉氏、またその一族が発給した官途状や元服状にほぼ一致するものであり、写しではあるが良質な史料と判断される。ただし、通常このような性格の文書は、主従制の維持にとつては最も人格的関係の表明を必要とするものだけに、花押を据えたものが一般的である。¹⁹ただこの点も先に述べたような宮内氏の社会的地位（流通に深くかかわった商人＝流通商人）に関連した例外的な事例ととらえることができるだろう。²⁰ ついで③・④も文書様式について特に問題はないが、⑤は①同様の理由から若干の疑問が残るものである。しかも⑤は④とわずか八日違いで同一宛所に出された文書なだけに、そこからも疑問が残る。

⑥は海上八幡宮神事費用の徴収を石毛氏に命じたもので、戊と

いう干支のみが記されているが、文書の奥に別筆で「天正二季きのえ九月吉日」という注記がある。問題はこの戌年をどうみるかである。これまで本史料を収録した代表的な史料集である『旭市史料編3』（一九七五年）・『海上町史史料編1』（一九八五年）は注記に従って天正二年に、一方最新の『千葉県歴史資料編 中世3』（二〇〇五）ではこれを一回り前の永禄五年の戌年としている。その判断は難しいが、『千葉県の歴史』のようにこれを永禄五年とみる積極的な根拠は今のところ特に見つかからないのではないか。したがってここでは、注記にしたがって天正二年とした方が妥当と判断したい。⑦は唯一年代を特定する材料がないのだが、「鶴丸印」が使用された印判状の原本として貴重なものである。

このように整理すると、疑問のある①や無年号の⑦を除き、さらに⑥を天正二年とみると、この印判はおおよそ元亀年間から天正初期、という極めて限定された期間に使用されていたことがわかる。そして第1章で確認したように、胤富から邦胤への代替わりが天正二年十一月以前、さらに元亀三年九月末から十一月の間の可能性もあること、そして胤富・邦胤父子が元亀二年十一月の邦胤元服直後から連署していた文書を出していたらしいこと、そして従来どおり「鶴丸印」を千葉氏の家印とみなすならば、④・⑤・⑥は邦胤の発給した文書である可能性も浮上するのである。ようするに胤富から邦胤への家印の継承である。ただその一方

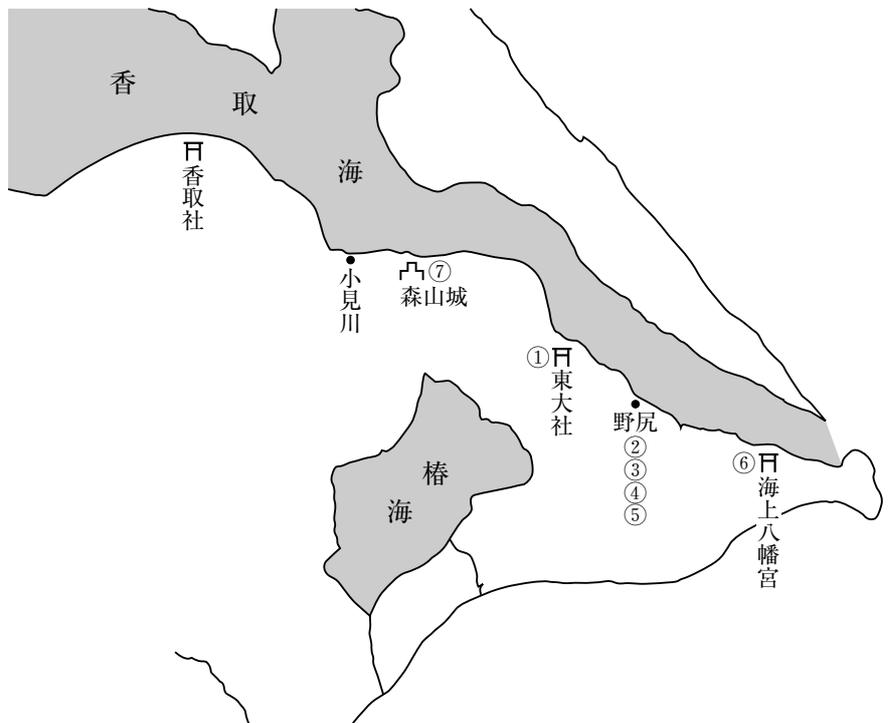
で、これをあくまで胤富の印判と考えれば、隠居した後も彼はこの印判を使用していた、つまりこれは胤富の個人印的性格が強い印だったということになる。

以上このように、「鶴丸印」は千葉氏当主である胤富が発給したものの、もしくは千葉氏の家印とは、必ずしも言い切れない、ということを経るべきで確認しておきたい。

(2) 分布

次に「鶴丸印」がどのような範囲で使用されたのか(権力行使できたのか)、その分布を確認してみよう。この点疑問なものも含めてわずか七例ではあるが、海上郡野尻・高田の流通商人宮内氏宛てに特権を与えたり元服の祝儀の文書に用いられているのが四例(②③④⑤)、東庄の東大社に関するもの(①)、また海上郡の総鎮守たる海上八幡宮に関するもの(⑥)、そして残る⑦は「原文書」中にみえるものだが、これも基本的には海上氏の拠点森山城により領域支配が行われていた地域へ、ということになる。これを地図上に落とししたものが図1である。これをみると、これらはすべて海上郡・香取郡域であること、しかも旧香取海沿いのきわめて限定された地域にしか所見されないことに気付く。サンプル数は少ないがこの事実は大いに注目されよう。ではこれをどのようにみればいだろうか。あるいは当該期の千葉氏権力の行使できる範囲との関係で理解できるのであろうか。

図1 「鶴丸印」の分布状況



この点、戦国後期の千葉氏領国の復元を試みた黒田基樹氏によれば、千葉領国は広義に捉えれば、小金領・臼井領を含め、葛東郡から上総国鳴戸領にわたる広大なものだったが、高城氏の小金領と臼井原氏の臼井領は、それぞれの独自の領域支配が展開されていた自立的地域で、さらに両大須賀氏領、国分氏領、弥富原氏

領、鳴戸領もそれに類似の状態にあったとみられるという。そして千葉氏当主の直接的な領域支配が展開されたのは、おおよそ印西外郷・印東庄北郷・殖生郡・海上郡・匝瑳南条、上総国武射北郡・同南郡の東部域という限定された地域だったらしい。

ただそれにしても、「鶴丸印」の分布はさらに限定的といえよう。しかも注目されることは、黒田氏が領国範囲復元の根拠とした史料Ⅱ天正五年（一五七七）三月十六日付原胤長判持写（内藤泰夫氏所蔵文書）『千葉県の歴史資料編 中世4』八六七頁）によると、なぜかここで注目する海上・香取郡はその領国に含まれておらず、その理由もわからないという。この天正五年は、ちょうど邦胤が胤富から家督を継承してまもない時期であるが、この事実をどう理解すべきであろうか。

ではその海上郡などでは千葉氏の直接支配がどれほどなされていたのであろうか。実はこの地には海上氏という千葉六党の一たる東氏から分かれた在地の権力主体が早くから広く深く根を下ろしており、戦国前期にも、この地域に存在する寺社への土地寄進や、多くの家臣へその通字たる「秀」の一字を与えている事、さらに一族が分かれて族的発展を遂げているなどからみて、きわめて自立的な地域領主として存在していたことは間違いないのである（「宮内家文書」「円福寺文書」「常灯寺棟札」「沢井家文書」他）。その海上氏の領域支配の及んだ範囲ははっきりとはしないが、今みた「鶴丸印」の分布とほぼ重なることも十分に考えられるので

ある。

その上、「鶴丸印」の分布する一帯は、永禄三年（一五六〇）末以降、里見氏（正木氏）の侵攻にみまわれ、その侵略軍によって長期間にわたって占領されている事実がある⁽²¹⁾。この間海上氏の動向がほとんど知られないのは、その戦乱下において衰退したためであろうか。一方当然そのような状況に伴って、千葉氏がこの地域に及ぼす権限も極めて小さくなったにちがいない。そして胤富がこの地域に対し権限を回復するのは、永禄七年の国府台合戦で里見氏が敗北し、これによって香取地域を占領していた勝浦正木氏が里見氏より離反したことで今度は正木氏と千葉氏が味方となってからであり、⁽²²⁾さらにそれが完全なものとなったのは同九年に正木氏が撤退した以降のことなのである。では一体これらの事実を総体的にどのように考えればいいのか。

(3) 性格

以上ここまでみてきたことをふまえると、この「鶴丸印」は、千葉氏の権力を象徴すべき家印、もしくはその領内一円に広く通用した印判、ということには再検討の余地が十分あることが理解できたのではないか。またその使用者にしても、これまではなんの疑いもなく胤富とみていたが、邦胤がその初期において襲用していた可能性もあり、あるいはそれを個人印とみて、胤富が隠居後まで使用していたとも考えられる。

写真7 「龍印」
〔龍印Ⅰ〕



〔龍印Ⅱ〕



一方、その分布地域や使用された時期を重視すれば、まったく別の想定も可能である。すなわち、使用者はこの地に本来あった海上氏の権力に直接結びつく人物⁽²³⁾、また仮名交じりの文書が発給文書全体に占める割合が多いたるところを重視すれば、女性或いは花押をまだ持たない段階の幼少の人物、といったところである。

要するに、この「鶴丸印」の性格・使用者については、あらゆる可能性を排除することなく、いま一度さまざまな角度から検討する必要がある。

2 「龍」の印判をめぐって

年代的に「鶴丸印」の後に出現し、ほぼ邦胤の活躍期に一致しそうなものが、三重郭の方形のなかに「龍」という一文字を刻した印判である（現在確認されているのはすべて朱印である。以下「龍印」とする）。ただしすでに指摘もあるように、この「龍印」も頭に龍の形像を冠しているものとそうでないものがある

ので、印文のみのものを「龍印Ⅰ」、龍の形像を有するものを「龍印Ⅱ」とする（写真7）。

(1) 使用された時期

現在確認される「龍印」の使用例は、「龍印Ⅰ」三点・「龍印Ⅱ」二点の合わせてわずかに五点である（表2、また以下丸数字は表中の番号である）。この点小笠原長和氏の検討段階では③・④・⑤の三点が知られていただけであり、その後香取神宮所蔵の二点①・②が加えられたが、それにしてもサンプル数としては極めて少ない。

ただここで確認しておくことだが、小笠原氏はこの「龍印Ⅰ」「龍印Ⅱ」の区別は特にしておらず、しかも③（井

表2 「龍印」使用例一覧

	年月日	宛所	出典	型
①	亥1.25	香取宮中	香取神宮所蔵文書（千・香取 40頁）	I
②	亥3.13	原若狭守殿 海保与九郎殿	香取神宮所蔵文書（千・香取 40頁）	I
③	辰12.27	井田刑部大輔殿	井田文書（『中世常陸・両総地域の様相』）	I
④	天正10.9.8	加世四郎兵衛尉とのへ	加瀬文書（千3.964頁）	II
⑤	天正13.1.19	原大炊助殿、安藤備中守殿、石毛金右衛門尉殿	原文書（千 諸家補遺8号）	II

【出典略号】千 香取—『千葉県史料中世篇 香取文書』所収頁数 他表1に同じ

田文書」は龍の形像が省略されて写されたものというように判断したらしい。つまり小笠原氏はこの「龍印」をすべて「龍印Ⅱ」とみていたようなのである。実はこの点は、この「龍印」について検討を加えている高橋健一氏も同様である。ただし、近時発見された「井田文書」の原本をみても明確に③は「龍印Ⅰ」であり、しかも他の①・②も真正なものと認められることから、「龍印Ⅰ」がⅠ・Ⅱの二形態あることは確実である。なおこの点、相田二郎氏はすでに両者の相違をはっきり指摘している⁽²⁴⁾。

ではこれらの使用年代だが、まずこの「龍印Ⅰ」が捺された印判状はいずれも「亥」・「辰」というように十二支の一字しか記されておらず、使用時期は必ずしも確定できないのである。一方「龍印Ⅱ」の方は、④が天正十年の九月、⑤が天正十三年の一月といったようにすべて確定できるのである。そして「龍印Ⅰ」の③は「辰」と記されているのみだが、前後の状況からみて天正八年の辰年に比定するとみてまず間違いない。となれば、「龍印Ⅰ」「龍印Ⅱ」はともに邦胤の活躍時期に相当することが確認できるのである。

そして両者の関係だが、頭上に龍の形像を冠する印の方がより荘厳（発展形）な印象を受けることや、①・②を『千葉県史料中世篇 香取文書』や『旭市史』また『千葉県史料中世篇 諸家文書補遺 別冊花押・印章集』のように天正十五年に比定したとすると、邦胤はその二年前の天正十三年に死去している一方でその使

用者に相応しい人物がその時期の千葉氏には存在していないこと、さらに両者に用途によって使い分けがあったようにはみえずむしろ时期的な差異とみた方が良いであろうことから、「龍印Ⅰ」は「龍印Ⅱ」に先行し、①・②の亥年は天正三年とみるのが妥当であろう。となれば、やはり黒田氏や市村氏が比定するようにこの「龍印」は少なくとも天正三年一月から同八年十二月までは「龍印Ⅰ」が、そして天正十年九月から同十三年一月までは「龍印Ⅱ」が使用されていたことになる。そしてこれは时期的にもちょうど邦胤の活躍期と重なることになる。

では「龍印」のⅠ期からⅡ期への変化の意味だが、その点についての成案は得ていない。ただⅠの終見の天正八年十二月からⅡの初見たる同十年九月の間、邦胤の身辺で意識の変化を促すような大きな出来事があったとすれば、北条氏から迎えていた夫人芳桂院殿が天正八年の五月晦日に死去しその後岩松氏より新たな夫人を迎えたこと⁽²⁵⁾、つまり北条氏との直接的な結びつきが弱まった、という事実があることを指摘しておきたい。

（2） 分布と内容

ではこの「龍印」が分布している地域とその内容を確認してみよう。①は香取社に宛てた「軍勢・甲乙人の乱暴・狼藉」を命じた禁制・制札とみてよく、②はやはり香取社側から出されたさまざまな要求に対してそれぞれ応えた条書、③は武射郡大台城主の

井田氏からあった本領近辺における鉄砲使用停止の要望に応えて発給した鉄砲禁止の命令書、④は匝瑳南条庄あたりの地域領主加瀬氏に与えた知行宛行状、⑤は森山城にあったと思われる原大炊助等にあてて軍備についての条制を与えたものである。つまりこれらの内容は、いかにも戦国期の領主権力が発給するに文書に相応しいものである。しかもその分布は、わずか五点といえども、下総一ノ宮たる香取社から、東庄森山城近辺、さらに九十九里沿岸の匝瑳南条庄や武射郡といったように、黒田氏が復元した千葉氏が直接的な領域支配を展開した地域内にまんべんなく所見されるのである。したがって、これはまさしく千葉氏当主が領主権力を使用した印判(状)といえよう。そして使用された時期や範囲からみても、Ⅰ・Ⅱも含めたこの「龍印」は、千葉氏当主邦胤の使用した家印としてまったく疑問がないものである。また黒田氏が指摘するように、その文書様式は小田原北条氏の影響を受けていることも考えられよう。

(3) 「龍」の意味するところ

ではここに刻された一字「龍」に籠められた意味はなんだろう。この点については、高橋健一氏の見解が唯一のものである。氏はその前提として、まずこの「龍印」が三重郭であることに加え、奉書式印判状で使用されている場合、鶴丸黒印状では奉者のところに書かれた「奉」の字が右下に位置していたものが「龍印」で

は右肩部に移動しており、そこに両者の明らかな相違を認めることができるという。そして古河公方足利義氏と北条氏照の印判状の関係を検討した佐藤博信氏の見解⁽²⁶⁾を援用して、千葉氏のこの「龍印」も「まさしく古河公方足利義氏との密接な関係の所産として創出されたものと考えられる」としている。

ただし、三重郭はともかくとしても、高橋氏のいう「奉」の字が右肩部に移動している」という事実は、五点すべての原本(含写真)をみてもまったく認められない。何かの誤認であろうか⁽²⁷⁾。したがって筆者もこの時期の千葉邦胤と古河公方足利義氏の関係には特に注目するところだが、三重郭であるということのみをもつて、この「龍印」が古河公方との密接な関係によって生まれたとすることはできない。

それでは肝心の龍の意味するところであるが、高橋氏は中国で古来から龍が麟・鳳・亀とともに「四瑞」の一つとして尊ばれ、しかも麟中の長とされたことにあやかるためだったとする。筆者ももちろん一般論としてそのことに異論はないが、あえて龍としたことを考えてみたいのである。

そこで千葉氏と龍との関係を見てみると、千葉の守護神の一つに千葉寺の「龍藏権現」があり、邦胤元服の際にもそこが賽銭奉納の対象の一つとされていたこと(「千学集抜粹」)が注目されるのである。

ではこの「龍藏権現」だが、そもそもこれは観音信仰や修験道

と深く関わった龍神（信仰）で、各地で水・海・山、とりわけ海と深く関わった神とされる。そしてその「龍藏権現」が祀られていた千葉寺は、一時期衰勢していたのを千葉胤富によって再興され、その際寺領として海上郷一円が寄進され、またそのことから山号も「海上山」になったと伝えられているのである（「千葉寺略縁起」²⁸）。その実態はなお不明確だが、ここから戦国期の千葉寺と千葉胤富・海上地域との深い関わりが推察されよう。

さらに下総国内で「龍藏権現」といえば、銚子の円福寺（飯沼観音）内にも中世の段階から確実に所在し、²⁹神仏習合の時代には実に円福寺と一体のものとして認識・機能されていたこと。³⁰そしてその円福寺が、香取海から外洋に渡る海上権と深く関わった海上氏の、いわば氏寺といって良い存在であり、しかもその円福寺自体も、香取海のままに出入り口に位置することから、中世段階海上守護・権益に深く関与していたであろうことは十分推察することができる。そして『下総国旧事考』の著者として知られる清宮秀堅によれば、かつて円福寺の寺門には「鶴丸印」と同様の図柄が描かれており、それを秀堅は海上家との由緒に求めているのである（「下総旧事 香取郡三郡小誌」）。このように円福寺と龍藏権現と海上権益と海上氏というこれらは、互いに極めて深い関係にあったことが伺われる。

そして海上氏と胤富・邦胤との関係は縷々述べてきたとおりである。したがって、邦胤が当初「龍印判」を創始し使用した背景

の一つに、「龍藏権現」信仰が存在していた可能性は十分にある。またこのことから、邦胤の当初の権力基盤も父の擁立主体であった海上氏に拠っていたことが察せられる。しかしそれ以上に、佐倉に本拠地を据えて以来の千葉氏の大命題でもあった「香取海がもたらす社会的富の獲得を目指して発展を期す姿勢」³¹が、この印判に籠められていた、と解することはできないだろうか。龍藏権現はまさに海・水の神なのである。

そしてこのことをふまえた上でさらに注目したいのは、「龍印」の使用者邦胤その人の実名に採用された「邦」の文字である。外山信司氏が「千学集抜粹」をもとに明らかにしたように、³²千葉氏の場合、当主の名乗りは代々の通字たる「胤」の字が下に来て、上の一字は、元服の際あらかじめ選ばれた三候補のなかから千葉妙見宮の神前で籤を引くことで決められたという。まさに神仏の意思によって決められた実名（神託）だったのである。記録は残されていないが、おそらく邦胤の「邦」の一字もそのような手続きを経て決定したのであろう。父胤富は当然そのようなことがなままに千葉氏の家督を継承しただけに、伝統や儀礼の世界は無論だが、由緒・出自・手続きに起因するさまざまな問題（正当性）に直面したことは十分想定される。先にも述べたように、それゆえの早めの隠居・家督譲渡という事態になった可能性もあろう。となればその「邦」である。それを「国」の字と同義とすれば、いわゆる国家・国土の意味もあれば領土といったような意味まで

有すというが、より限定的に「邦」だけみても「諸侯の封土」さらには「天下」という意味もあるという（『大漢和辞典』）。しかもそれをさらに発展して「邦（国）の主」とみれば、一国の支配者や領国の統治者・国守・大名の意となるという（『大漢和辞典』・『日本国語大辞典』他）。一方いうまでもなく「龍」は、古来中国より国の支配者たる天子の象徴でもあったが、その字には「君。王者の喩」という意味があるという（『大漢和辞典』）。

つまり邦胤が龍の一文字をその印判に採用したことは、父胤富以来の権力基盤たる海上氏を意識しながらも、それ以上に佐倉千葉氏の一大政策たる香取海がもたらすさまざまな権益獲得への強い意欲を象徴する意味が強かったと思われる。しかも正当な手続きを経て家督を継承し、しかもその実名は神仏の意志によって決定をみたこと、さらに家格のみをみれば東国諸氏のなかでも小田原北条氏と並ぶほどの位置にあったことをふまえ、さらに実質的にも下総の国主として権力を確立・飛躍しようとした邦胤の実名にかなう強い政治意志が「龍」の文字に籠められているとみれないだろうか。つまり「龍印」の登場は、邦胤の一国の統治者・主たらんとした強い政治意志の表明に他ならないのではなからうか。

そしてまさに飛翔しようとして雌伏する龍の形像を冠した「龍印Ⅱ」こそは、その意志をさらに強調したものととれよう。またその時期は第一章でみた花押の改変時期や、権力の再編を志向した時

期ともおそらく重なるのではないか。

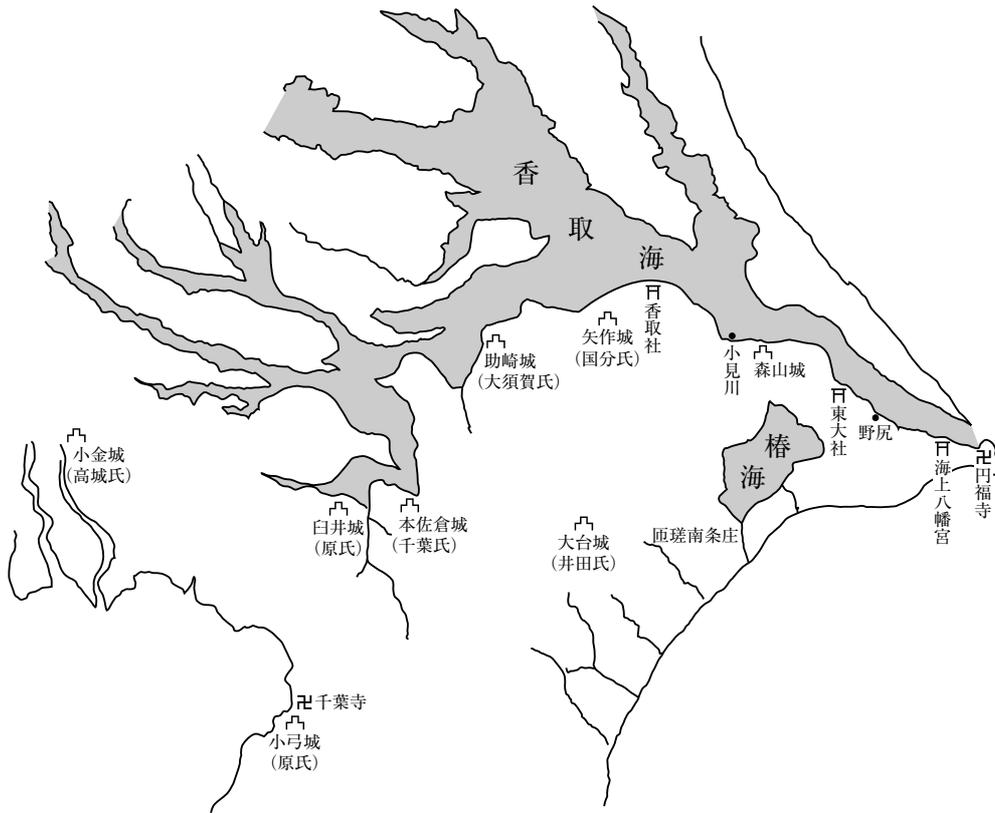
邦胤の存在を認めながらも、一方で千葉氏権力を事実上取り込もうと画策していた北条氏にとって、この邦胤の意識の飛躍は、果たしてどう映ったのであろうか。⁽³³⁾ また、当然ながらそのことは内外に衝突や軋轢・摩擦を招きかねない。⁽³⁴⁾ それゆえにさらなる激しい権力闘争を引き起こすことにもつながるのである。結果邦胤が暗殺される事態にいたった所以であろう。

小括

ここでは千葉胤富・邦胤期に使用された印判をみてきた。そしてまず「鶴丸印」については、「やや迫力に欠ける⁽³⁵⁾」と評価されることも合わせて、千葉氏の権力を象徴する家印というよりは、使用時期も範囲も権限も非常に限定的な印判だったのではないかとし、またその使用者も千葉胤富と特定できるかどうか他の可能性も含め十分に再検討の余地があった。

ついで「龍印」については、邦胤の使用印として認定されること、また家印としての機能を持っていたことが確認された。そしてその刻された一文字「龍」に籠められた意味として、その一つに海上氏との関わりが深い龍蔵権現信仰があり、そこから邦胤の香取海の権益獲得への意欲をみた。さらに邦胤の実名に用いられた「邦」の一字に注目し、そのことから邦胤の政治意識の変化・飛躍を推察してみた。

図2 関係地図



おわりに

以上、千葉胤富・邦胤父子の使用した花押・印判について縷々述べてきた。ただここで述べたことは、決定的な史料が存在しない領域に関するものだけに、状況証拠や推測に依拠するのみで、すべて仮説の域を超えないものである。また必要以上に論理の飛躍があるとの批判もあろう。ただこれまでの研究史を確認すると、基本的に小笠原氏の説が踏襲されている現状があり、そこにあえて切り込もうとしたゆえの飛躍ともいえる。この拙い小稿が今後の研究に一石を投じることになれば幸いである。

注

(1) 小笠原長和「戦国末期における下総千葉氏」(同『中世房総の政治と文化』吉川弘文館、一九八五年)。以下本稿でいう小笠原氏の説・研究とは基本的に本論文をさす。

(2) この点について外山・黒田氏ともに数多くの研究成果があるが、本稿を成すにあたって直接学んだものをあげれば、外山信司氏のものとしては「戦国期佐倉の人々」(『千葉県歴史』三六号、一九八八年)・同「原文書にみえる森山城―戦国末期における支城の考察―」(『千葉城郭研究』二号、一九

九二年)・同「戦国期千葉氏の元服」(佐藤博信編『中世東国の政治構造』岩田書院、二〇〇七年)を、また黒田基樹氏については「戦国期千葉氏権力の政治構造」(『千葉県史研究』第十三号、二〇〇五年)・同「千葉氏の領国支配」(『千葉県の歴史』通史編中世、二〇〇七年、いずれも同『戦国の房総と北条氏』(岩田書院、二〇〇八年)に収む。ただし収録に際して、特に後者は新しく千葉胤富・邦胤の花押・印章について述べているので、本稿で黒田氏の説・研究という場合は、基本的に『戦国の房総と北条氏』をさす。)等がある。

(3) 戦国期千葉氏の花押や印判について触れた研究には、相田二郎『日本の古文書 上』(岩波書店、一九四九年)、小笠原長和「下総千葉氏の動向」(『旭市史第三卷』、一九七五年)・同「下総千葉氏に関する諸問題」(前掲『中世房総の政治と文化』、高橋健一『芳桂院―戦国期東国の一女性とその周辺』(私家版、一九九一年、以下本稿でいう高橋氏の説・研究とは本書をさす)、『千葉県史料中世篇 諸家文書補遺 別冊花押・印章集』(千葉県、一九九一年)、外山信司「コラム 千葉氏の黒印は海上氏の紋章から」(『千葉県の歴史資料編 中世3』二〇〇一年)、市村高男「関東における非北条氏系領主層の印章」(有光友學編『戦国期印章・印判状の研究』岩田書院、二〇〇六年、以下本稿でいう市村氏の説・研究とは本論文をさす)、注(1) 前掲黒田基樹『戦国の房総と北条

氏』(岩田書院、二〇〇八年)等がある。

(4) この点については従来あまり論じられていないようだが、千葉氏、またそれを取り巻く諸氏間の権力闘争の存在は、のちの邦胤の暗殺ともからめて検討される必要がある。なお川戸彰氏によって明らかにされた親胤の怨霊云々の伝承は(「戦国末期における一仏師の活躍―その墨書銘をめぐって」『千葉県の歴史』十三号、一九七七年)、この視点からみても興味深い。またそのこととは直接関わらないが、近世末期まで小見川の地には親胤の姉によって建立されたらしい親胤の菩提寺親胤寺があったが(「下総旧事 香取郡三郡小誌」、現在廃寺となつて親胤に関する史料その他が失われていることは惜しまれる。

(5) 宮内敏家文書。流通商人宮内氏の活動を伝える「宮内家文書」は、従来「下総旧事」、或いは筆者が紹介した「常陸志料」(「古文雑抄」(滝川「戦国期房総における流通商人の存在形態」、千葉歴史学会編『中世東国の地域権力と社会』岩田書院、一九九六年)所収のものから利用されていた。だが野尻・高田にあった宮内清右衛門家の分家筋にあたる宮内敏家の文書は、常陸潮来の国学者として知られる宮本茶村(元球)によって丁寧に写されたものであることに加え、その伝来事情も明確なため、従来のものより格段に良質な史料とみなせる。なお宮内敏家文書の存在については、柴辻俊六氏のご教

示によった。

- (6) 宮内氏の実態については、とりあえず注(5)前掲滝川「戦国期房総における流通商人の存在形態」を参照されたい。
- (7) これらの役について黒田基樹氏は、町役は商売先の各藩などで負担していた役でいわゆる有徳役、また殿役・村役は居住地で負担していた役で村・町が負担していたものを再分配されたものではないか、と想定している(注(2)前掲黒田書)。
- (8) この点については、茨城県立歴史館シンポジウム報告書『中世常陸・両総地域の様相―発見された井田文書―』(茨城県立歴史館、二〇一〇年)を参照。また以下特に断らなかったが、「井田文書」に関する本稿での記述は、同書掲載の写真版および収録報告文を参考にしたところが大きい。
- (9) この点については『小浜市史 社寺文書』(一九七六年)他を参照。
- (10) この史料について、本稿ではとりあえず『妙見信仰調査報告書(二)』(千葉市立郷土博物館、一九九三年)所収のものに拠っているが、その史料のもつ重要性から鑑みれば、報告書が拠る「内閣文庫本」のさらに底本となっている「清宮本」と対校し、より厳密なものにする必要がある。そのことについては今後の課題である。
- (11) この点については、注(3)前掲高橋書を参照。
- (12) この点については詳細な説明を要するが、今回「原文書」

の検討をするなかで痛感したのは、胤富権力というか千葉氏権力の基盤の弱さであった。またその一方、正木氏による断続的な香取地域侵攻もなお続いていた(「大蟲和尚語録」)。後に述べるように、邦胤がそのような状況の解消を図ろうとしたらしいのも当然であろう。

- (13) この点、佐藤博信「戦国期佐倉千葉氏の発給文書の一様態」(『千葉いまむかし』二三号、二〇一〇年)を参照。
- (14) この点、山口博「戦国大名北条氏文書の研究」(岩田書院、二〇〇七年)参照。
- (15) 注(3)前掲高橋書参照。
- (16) 筆者が一瞥しただけでも、そのことが確実な史料から伺える人物として、原邦長(「龍大夫文書」)・原邦房(「南行雑録」)・大須賀邦秀(「下総旧事 香取郡三郡小誌」所収文書)・椎名邦時(「井田文書」)、また系図からは円城寺邦貞(「千葉大系図」)等の存在が検出できる。よって仔細にみればさらに多くの事例を検出することができる。
- (17) この点、注(2)前掲外山論文「戦国期千葉氏の元服」を参照。ただし必ずしもそのことが実態とはいえないように、千葉親胤からの偏諱と思われる人物や(原親胤)、千葉利胤のそれ(設楽利継)などいくつもの例が史料上からも伺える。
- (18) 千葉邦胤が本来一門の官途である「中務大輔」を望んだことも、このようなことと関係があるのか。

- (19) この点については、有光友學「今川氏の印章・印判状」(注(3) 前掲有光書所収)を参照。
- (20) この点、すでに注(13) 前掲佐藤論文も同様に指摘する。
- (21) 永祿三年末からはじまった里見氏(正木氏)の香取侵攻については、注(2) 前掲黒田書等を参照。なおその関係資料は『勝浦市史 資料編中世』(二〇〇三年)にほぼ収録されている。
- (22) (永祿八年) 四月一日付千葉胤富書状(「原文書」『千葉県史料中世篇 諸家文書補遺』十七号)などからその事実が伺える。
- (23) 例えば千葉胤富によって海上氏の名跡を継承することが決められた千葉能化丸などの存在も考えられよう。
- (24) 注(3) 前掲相田書。なおこのことから、近年改めてその存在が確認された「井田文書」の原本を、すでに相田氏は実見していたことが推察される。
- (25) なお高橋氏も注目するように、この岩松氏から入嫁した女性の兄が「下総佐倉城内で千葉邦胤によって殺害された」とあることは『寛政重修諸家譜』、邦胤期の千葉氏内部にあった激しい権力闘争の一端を伺わせる所伝としても注目に値しよう。
- (26) 「北条氏照に関する考察」(竹内理三編『統莊園制と武家社会』吉川弘文館、一九七八年、のちに佐藤博信『古河公方足利氏の研究』校倉書房、一九八九年に収む)。
- (27) あるいは活字史料に拠ったところの誤認であろうか。『千葉県史料中世篇 香取文書』・『旭市史第三巻』に収録された翻刻文は、確かに高橋氏の指摘するような特徴を示す。
- (28) 『千葉市史料編Ⅰ 古代・中世』(一九七六年)所収。現在千葉寺には、このような由緒に基づいて作られたと思われる千葉胤富の寄進状も存在する。
- (29) 応永廿二年九月廿九日付 南師秀宥讓状(「円福寺文書」『千葉県の歴史資料編 中世』三 九六九頁)
- (30) 江戸時代前期成立と思われる「銚子絵図」中にも、飯沼観音堂と並んで建つ龍藏権現社の様子が明確に伺える。また円福寺・海上氏については、横田光雄「下総円福寺と守護・国人」(『國史學』一五一号)も参照。
- (31) 佐藤博信「房総の戦乱と古河公方の支配」(『千葉県の歴史 通史編中世』二〇〇七年)
- (32) 注(2) 前掲外山論文「戦国期千葉氏の元服」参照。
- (33) (天正五年) 閏七月廿九日付 北条氏政書状(「井田文書」で、氏政は下総結城攻めに関して、井田氏が邦胤の下知に従うのは勿論であるとしながら、井田氏の辛労を慰労している。このことなどは、この時点における千葉氏と北条氏、そして本来千葉氏の配下にあった諸氏との微妙な関係の一端を伺わせる)。

- (34) 天正十年五月十四日付千葉邦胤判物（「原文書」『千葉県史料中世篇 諸家文書補遺』三号）にみえる「国分兵部大輔の逆心」といった事態も、この一つの現れであろうか。
- (35) 注（3）前掲市村論文。